

旭川医科大学病院副病院長及び病院長補佐業績評価要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和7年9月19日病院長裁定)

旭川医科大学病院副病院長及び病院長補佐業績評価要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院副病院長及び病院長補佐業績評価要項（令和7年1月8日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (評価の結果) 第6 病院長は、副病院長等の業績評価を実施し、評価結果を通知する。 2 副病院長等の業績評価の結果については、全体の評価結果を<u>学長</u>に報告する。 (略) <u>附 則</u> <u>この要項は、令和7年9月19日から施行する。</u> 【改正理由】 業績評価の結果報告体制を整備するため、所要の改正を行うものである。	(略) (評価の結果) 第6 病院長は、副病院長等の業績評価を実施し、評価結果を通知する。 2 副病院長等の業績評価の結果については、全体の評価結果を<u>役員会</u>に報告する。 (略)